第13回入善町農業委員会議事録

平成30年8月6日午後1時30分から第13回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章 2番 米澤一博 3番 中島茂樹 4番 髙澤清晶

5番 島瀬康一 6番 塚田周一 7番 城崎久満 8番 松原二美榮

9番米山義隆 10番鍋嶋太郎 11番上島幸夫 12番 谷口和子

13番 米 田 喜代美 14番 山 崎 林太郎 15番 愛 場 義 豊 18番 長 原 均

欠席委員 2名

16番 田中吉春 17番 酒井良博

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 小 堀 勇 入善町農業委員会 係 長 島 尻 淳 子 入善町農業委員会 主 事 道 下 玲 也 入善町農業委員会 主 事 浦 田 佳 明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第48号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長(鍋嶋 太郎)

ご苦労様です。今朝から天気が不安定で台風の影響もありますが、それに負けないよう頑張りましょう。本日は、委員会終了後、合同農地パトロールを行います。谷江と上飯野の耕作放棄地の確認をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、入善町の全国農業新聞の加入数が県内でも低いため、まずは農業委員さんの加入をよろしくお願いいたします。そのうえで、周りの農家さんに普及させるよう活動していければと思います。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第13回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番米山委員と11番上島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事 務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は青木〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の3筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は計3,258 ㎡です。

譲渡人は入善町青木○○番地の○○、譲受人は入善町青木○○番地の○○さんです。

今回の申請は、申請番号2番と交換のための申請です。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩で1分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が45年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年200日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、10,508 m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は青木〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は 3,017 m²です。

譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇です。申請番号1番と交換のための申請です。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は2.5kmであり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないという ものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、254,929 m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

以上、2件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

申請番号1番及び2番は田の交換ということで、耕作の効率化を図れると思い確認印を押しました。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第48号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第48号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町木根〇〇番〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は1,543 ㎡です。

譲渡人は入善町木根○○番地の○○さんで、譲受人は入善町五十里○○番地の○○です。転用目的は「重機・資材置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇は、町内で十木工事業を営んでいる会社です。

申請者はこれまで五十里地区にある重機・資材置場を利用していましたが、海岸が近く、塩害の影響を受けやすく、重機置場としては適切地ではないため、今回系列会社である〇〇の隣接地を重機・資材置場として利用する計画をたて、転用申請となりました。

申請地は、面積 1,543 m²と、資材置場、車両及び重機置場、集積土置場として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「重機・資材置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種 農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成24年7月27日に農業振興地域の用途区分の変更済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

申請地は、隣接する新徳興業の残地部分ですが、農地としては扱いにくく、重機及び資材を置く場所も探していたということで、確認印を押しました。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

雨水排水については、大丈夫でしょうか。

事務局

雨水排水については、隣接している用悪水路に流す予定であり、問題はありません。

議長(鍋嶋 太郎)

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第48号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

会長の挨拶にもありましたように、この後、合同農地パトロールを行います。バスは、正面に準備しますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、ご連絡です。平成30年7月に西日本を中心に豪雨による被害がありました。農業においても、甚大な被害があったため、農業委員会から義援金として2万円を募金したいと考えております。

最後に配布物の確認です。中間管理事業を活用しましょうというパンフレットと平成30年度農業委員会業務必携という冊子がお手元にあると思いますが、ご一読していただき、今後の業務に生かしていただければ幸いです。また、農業会議から農地利用推進活動の強化をこれまで以上にしてほしいという要望がありました。農業委員会法の改正により、農地利用推進活動は農業委員会の必須業務となったので、農地パトロール等活動を行ってほしいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第13回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月3日月曜日、午後1時30分から行いますので、よろしくお願いいたします。

(閉会 午後1時50分)